

Q 震災により私が所有し管理しているブロック塀が倒れ、隣の家の車が傷ついてしまいました。修理費を支払わなければならないのでしょうか。

法律あれこれ

A 民法717条は土地の工作物の設置や保存の瑕疵によって他人に損害が生じたときには、第1次的には工作物の占有者が責任を負い、占有者に注意義務違反がないときは所有者が責任を負うとしています。
ご質問のブロック塀は

土地の工作物に当たるので、設置または保存に瑕疵がある場合には責任を負うこととなります。瑕疵とは、通常備えるべき安全性を欠いていることを意味します。ブロック塀が通常備えるべき安全性を欠いていたかどうか

が問題になります。裁判所は、宮城沖地震でブロック塀が倒壊して通行人が死亡した事故について、ブロック塀に瑕疵があったかどうかは、

地震で塀倒壊、隣人の車に傷

瑕疵があれば責任発生

ブロック塀が築造された当時、通常発生することが予測可能な地震のうち、最大級のものに耐えられるか否かを基準にするとしてきました。その上でブロック塀が築造された当時、震度5程度の地震が予測可能な最大級の地震であったとして、地震に耐える安全性を有していたかどうかを検討しました。
このケースでは、ブロック塀が建築された当時、近郊において予測されていた地震の最大級の震度がどの程度であったかが問題になります。それ以下の震度で倒壊した場合には、瑕疵があるとして責任を負う可能性が高く、それを超える震度であれば責任を負わない可能性が高いと考えます。
予測震度を超えた地震であっても、手抜き工事により、倒壊したブロック塀に構造的な問題があることが判明した場合に、責任を負う可能性があると考えます。
(弁護士 松田健太郎)